The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	平成一七年度二学期法学部試験問題
Author(s)	
Citation	阪大法学. 2006, 56(1), p. 222-236
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/54860
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

平成一七年度二学期試験問題　大阪大学法学部

▼**憲法Ⅱ**　……高田篤教授

左記の設問1、2それぞれについて解答せよ。

（添付資料　日本国憲法省略）

設問1　伝統的な人権解釈方法（解釈準則・三段論法）について説明し、それを超克する二つの方向について述べよ。

設問2　職業選択の自由をめぐる審査基準に関連して、目的二分論を説明し、その問題点を指摘した上で、目的二分論をどのような働きをするものとして捉えればよいかについて述べよ。

▼**行政法2**　……大久保規子教授

次の三問の中から二問を選択して答えなさい。

1　法規命令が無効と判断されるのはどのような場合か。法規命令の意味を述べたうえで、具体的判例をあげて論じなさい。

2　行政指導が違法と判断されるのはどのような場合か。具体的判例をあげて説明したうえで、違法な行政指導の争訟方法について論じなさい。

3　行政上の強制執行とは何か。行政罰との違いを述べたうえで、強制執行のさまざまな手法について、その特徴を比較検討しなさい。

▼**行政法4**　……高橋明男教授

政令指定都市であるA（建築主事を置く）が地方住宅供給公社法に基づき一〇〇％出資で設立した住宅供給公社A'が、PFI方式（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）により建設会社Bが建設した住宅を買い取って分譲を行ったところ、当該住宅について、設計・監理を行った一級建築士Cが建築基準法に定める耐震性能を大幅に満たさない構造計算書を作成し、国土交通大臣により指定を受けた指定確認検査機関Dが、構造計算書が違法であることに気付かないまま建築確認を行ったことが判明した。そこで、当該住宅の区分所有者Xらは関係者に対する損害賠償請求を行うこととした。

(1)　Xらは国に対して損害の補填を請求することとしたが、その請求原因として何が考えられるか。また、この請求は認められるか。

(2)　XらはAに対して損害の補填を請求することとしたが、その請求原因として何が考えられるか。また、この請求は認められるか。

(3)　国と地方公共団体Aは、Xらの建て替え費用と転居費用を共同して負担することとしたが、このことにより、(1)及び(2)の請求の成否はどうなるか。

▼**地方自治法2**　……高橋明男教授

国内有数の酪農地を有するA県では、消費者の安全志向の高まりを受けて、県内に流通する食肉の安全性を高め、県内産の食肉の市場競争力を向上させる目的から、県内に流通する食肉について、その生産履歴の詳細（生年、生産地及び生産者、肥育地及び肥育者、餌の種類とその安全性、販売者）を表示した上で販売することを義務付ける条例を制定した。A県内で主として輸入肉を販売するBは、この条例に基づく義務を完全に履行することができないため、当該条例は事実上、表示義務を履行できない輸入肉の締め出しを目的としており、表示の義務づけは違法であるとして、当該条例に基づく表示をしない食肉販売の適法性の確認を求める訴えをA県を相手取って提起した。

(1)　Bの請求は認められるか。

(2)　A県条例を違法の余地がないように改めるとすると、どのような点を改めればよいか。

なお、Bの訴えは行政事件訴訟法四条に基づく適法な訴えであると仮定する。

▼**税法2**　……谷口勢津夫教授

【Ⅰ】以下の各場合について、それぞれの叙述の範囲内で、親会社及び子会社に対する法人税の課税関係（以下の(1)及び(2)の場合）と親会社に対する法人税の課税関係（以下の(3)及び(4)の場合）を述べなさい。

(1)　親会社が所有地（取得価額一億円・時価三億円）を子会社に一億円で譲渡した。

(2)　親会社が子会社に一億円を無利息で貸し付けた。なお、その直前に、当該子会社が従来の取引関係の有無にかかわらず数行の銀行に一億円の融資交渉を申し入れたとき、どの銀行も五パーセントの利率であれば貸し付ける旨を回答していた。

(3)　親会社が子会社の解散に伴い、当該子会社の経営への関与の度合いや他の債権者との関係等を考慮して、当該子会社に対する貸付金（一億円）を全額放棄しなければ今後より大きな損失を蒙ることになると判断し、その債権を全額放棄した。

(4)　親会社が業績不振の子会社の倒産を防止するためにやむを得ず、合理的な再建計画に基づき、一億円を無利息で貸し付けた。

【Ⅱ】以下の各問に答えなさい。

(1)　「個々の租税法律の定める課税要件がすべて充足されることによって、国税通則法一五条二項所定の時期に、納税義務（租税債務）が自動的に成立する。」という叙述を簡潔に論評しなさい。

(2)　青色申告に対する更生の理由附記制度（所得税法一五五条二項・法人税法一三〇条二項）の存在意義について、青色申告制度の趣旨・目的にも言及しながら、

簡潔に述べなさい。

▼**刑事訴訟法**　……松田岳士助教授

問1　次の二つの問いから一つを選んで答えなさい。

(1)　警察官が、職務質問（警職法二条一項）に付随して行うことのできる行為について、関連する学説や判例に言及しながら論じなさい。

(2)　別件逮捕・勾留の適法・違法の判断基準について、関連する学説や判例に言及しながら論じなさい。

問2　次の五つの主題の中から三つを選んで、簡潔に（それぞれ一五行程度で）論じなさい。

(a)　被疑者勾留と被告人勾留の相違

(b)　強制採尿

(c)　公訴権濫用論

(d)　憲法三七条二項前段と刑訴法三二〇条一項の関係

(e)　自白排除法則（刑訴法三一九条一項）の実質的根拠と適用基準

▼**国際法2**　……黒澤満教授

以下の二問に解答せよ。

①　国際司法裁判所（ＩＣＪ）の裁判管轄権につき、国際判例を引用しつつ、その特徴と意義、ならびにその限界について論述せよ。

②　二〇〇三年三月の米英等によるイラクへの武力攻撃を、国際法の観点から、その合法性および違法性を含めて、論述せよ。

▼**民法3**　……後藤元伸講師

つぎの二題のうち一題を選んで論ぜよ。

一　債務不履行における帰責事由。

二　債権の準占有者への弁済。

▼**民法4**　……幡野弘樹助教授

以下の問1から問3すべてに答えなさい。

問1　被相続人Ａは死亡の際に相続財産一〇〇〇万円を残しており、相続人は子Ｘのみであった。Ａは死亡する八ヶ月前にＹに対して一〇〇〇万円、三ヶ月前にＺに対して一〇〇〇万円贈与している。さらにＡはＹに八〇〇万円、Ｗに二〇〇万円遺贈している。この場合に、①Ｘの遺留分の価額と、②誰に対し、どれだけの価額の遺留分減殺請求ができるかを、算定の根拠を明示しつつ答えなさい。

問2　(1)　被相続人Ａが遺言を残さずに死亡し、相続人としてＡの子ＢＣがいる。Ａの死亡後、ＢＣ間で遺産中の不動産甲をＢの単独所有とする旨の協議がなされた。しかし、遺産分割後にＣは、なお不動産甲上に自己の持分が存在すると偽って、自己の持分につき第三者Ｄに譲渡した。この場合、Ｂは登記なくして不動産甲の所有権をＤに主張できるか。解釈論上の問題点を指摘しつつ判例の立場を説明せよ。

(2) 被相続人Aが遺言を残さず死亡し、相続人として子BCDがいる。Dは相続放棄をしたけれども、その旨の登記をしない間にDの債権者Eが遺産中の不動産甲について、Dは法定相続分（1/3）の持分を有するとしてこれを差押えた場合、BCはDが無権利であることをEに対抗できるか。解釈論上の問題点を指摘しつつ判例の立場を説明せよ。

(3) (1)と(2)における判例法理双方をどのようにすれば整合的に理解することができるか。他の事案との比較にも言及しつつ解答せよ。

問3　妻Xは婚姻前の自己の労働により取得した土地建物を有していた。夫AはYに対して有していた自己の債務を決済するために、その土地建物を代物弁済として提供した（ただし、売買という形式をとっている）。XAの離婚後、Xは、本件代物弁済は無効であると主張して、登記の抹消請求をした。これに対して、Yは、XAは婚姻関係であったのだから七六一条によって日常家事については代理権が発生するので、この代理権を基本代理権として一一〇条により表見代理が成立する、と主張した。

このような事案において、最判昭和四四・一二・一八民集二三巻一二号二四七六頁は次のように判示した。

「民法七六一条にいう日常の家事に関する法律行為とは、個々の夫婦がそれぞれの共同生活を営むうえにおいて通常必要な法律行為を指すものであるから、その具体的な範囲は、個々の夫婦の社会的地位、職業、資産、収入等によって異なり、また、その夫婦の共同生活の存する地域社会の慣習によっても異なるというべきであるが、他方、問題になる具体的な法律行為が当該夫婦の日常の家事に関する法律行為の範囲内に属するか否かを決するにあたっては、同条が夫婦の一方と取引関係に立つ第三者の保護を目的とする規定であることに鑑み、単にその法律行為をした夫婦の共同生活の内部的な事情やその行為の個別的な目的のみを重視して判断すべきではなく、さらに客観的に、その法律行為の種類、性質等をも充分に考慮して判断すべきである。

しかしながら、その反面、夫婦の一方が右のような日常の家事に関する代理権の範囲を越えて第三者と法律行為をした場合においては、その代理権の存在を基礎として広く一般的に民法一一〇条所定の表見代理の成立を肯定することは、夫婦の財産的独立をそこなうおそれがあって、相当でないから、夫婦の一方が他の一方に対しその他の何らかの代理権を授与していない以上、当該越権行為の相手方である第三者においてその行為が当該夫婦の日常の家事に関する法律行為の範囲内に属すると信ずるにつき正当の理由のあるときにかぎり、民法一一〇条の趣旨を類推適用して、その第三者の保護をはかれば足

りるものと解するのが相当である。」

(1) 以上の判例理論と、Yの主張との相違点を明らかにせよ。

(2) 判例理論と、次の見解Aとの相違点を明らかにせよ。

見解A：日常家事代理権の範囲の決定に際しては、取引関係にある第三者の保護を考慮して柔軟に考えるべきである。そうすれば、民法一一〇条の趣旨に言及することなく、民法七六一条だけで解決することができるはずである。

(3) 判例理論、見解Aのいずれか一方を擁護する立場から、他方の立場を批判的に検討せよ。なお、解答の冒頭で、判例理論と見解Aのどちらを擁護する立場を採るか明示すること。

▼**商法1** ……末永敏和教授

平成一七年（二〇〇五年）商法の改正点について、説明しなさい。

▼**経済法** ……武田邦宜助教授

Aは工作機械メーカーである。その市場シェアは三五％である。市場にはAのほか、B（二五％）、C（二五％）、D（一五％）が存在する。Aは取引先に対して、競合他社の製品を取り扱わないことを条件として、自社製品を供給する方針を考えている。Aの取引先は相当の数に及ぶようである。すでにB、C、Dは、Aと同様の方針を採用している。Aの行為について独禁法上の評価を加えよ。

▼**民事回収法Ⅰ** ……下村眞美教授

1 次の事項について簡潔に説明せよ。

(1) 債務名義の意義と種類

(2) 不当執行・違法執行の違いとそれぞれの救済手段

(3) 配当と弁済金交付の共通点と相違点

2 以下の設例について、理由を示して各小問に答えよ。

【設例】

Sは、甲土地を所有していたところ、平成一五年、Hを抵当権者とする抵当権を設定した。G_1は、Sに対して、貸金債権を有しており、これについて確定判決も得ていた。そこで、G_1は、平成一七年四月一一日、確定判決に基づき甲土地の強制競売を申し立て、同月一二日、強制競売開始決定を得て、甲土地につき差押登記がされた。

(1) G_2は、Sに対して、売買代金債権を有しているところ、平成一七年四月二五日、甲土地について強制競売が開始されたことを知り、これに参加し、配当に与りたいと考えている。どのような法的手続を踏むことになるか、債務名義を有している場合とそうでない場合に分けて考えよ。

また、Sが、G_1申立ての強制競売による差押えを受けた後の平成一七年四月二〇日、Aのために甲土地に抵当権を設定し、同日、その旨の登記も経由していた

場合はどうか。

なお、G_2が行うべき法的手続に時間的な制限があるときは、その制限内に行うものとする。

(2) G_1申立ての強制競売手続が進行し、甲土地をBが買い受け、売却許可決定を得て、代金を納付した。このとき、HやAの抵当権はどのように処理されるか。

(3) G_1申立ての強制執行手続にG_2が債務名義に基づき適法に参加し、甲土地は、買受可能価額以上の三〇〇〇万円で売却された。

Hの被担保債権が二四〇〇万円、Aの被担保債権が六〇〇万円、G_1の債権額が一〇〇〇万円、G_2の債権額が五〇〇万円である場合、売却代金をだれに対していくら配分すればよいか。

なお、執行手続費用、遅延損害金等は考えなくてよい。

▼労働法 ……水島郁子助教授

以下のすべての問いに解答してください。

問1 (1) 労基法の労働時間とはいかなる概念か。

(2) 実労働時間と不活動仮眠時間はどのように区別するか。

問2 A社は、親会社の経営不振から人員に余剰が生じたが、臨時社員・契約社員等の解雇や経費削減により対応していた。しかし、さらに受注量が落ち込んだこと等から、A社は人員削減を回避できないと判断し、希望退職者の募集を行うこととした。親会社からは六〇名が余剰であるとの指摘を受けていたが、A社は必要最小限の人員削減に止めたいとの考えから最終的に希望退職者の募集人員を三〇名とした。A社は募集対象を満五〇歳以上の労働者とすることとし、労働組合からの了承も得た。

A社には当時、満五〇歳以上の労働者が四〇名いたが、希望退職への応募者は二〇名にとどまった。A社はあと一〇名の退職が必要と考えたが、希望退職に応募しなかった者のうち満五二歳以上の者がたまたま一〇名であったことから、満五二歳以上の労働者を対象に、退職勧奨を行った。なお、応募者が募集人員に達しない場合は、さらに退職勧奨を行う予定であることを、A社は労働組合に事前に伝えていた。

一〇名のうち九名が退職勧奨に応じたが、Bは応じなかった。そこで、A社は経営悪化に伴う人員削減を理由に、Bを解雇した。

A社によるBの解雇について検討してください。

〔参照条文（労働基準法）〕

第一八条の二 解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。

第三二条 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間に

ついて四〇時間を超えて、労働させてはならない。

②使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間を超えて、労働させてはならない。

▼**国際私法**　……長田真里助教授

一　反致について論ぜよ。

二　日本人A女と米国人B男（昭和三四年に米国ニューヨーク州で出生し、昭和四〇年に母とともに日本に移住、以来日本に居住している）は昭和五八年に日本で婚姻をしたが、平成一五年頃、B男は別の日本人女性C女と婚姻するため、A女と離婚したいと思うようになった。しかし、B男は日本では離婚できないと考え、同年、C女の兄の居住する米国デラウェアー州に出かけ、そこで三カ月間滞在する間に、ハイチ共和国ポルト・プランスの裁判所で離婚判決を得、平成一六年に日本でC女との婚姻の届出をした。そこでA女は、日本の裁判所に、①ハイチの離婚判決は日本では承認されないこと、および②B男とC女の婚姻の無効を確認することを求めた。①、②は認められるか。

▼**西洋法制史**　……稲元格講師

一八世紀半ばから一九世紀半ば頃までのプロイセンにおける法と司法の変遷について、当時の社会・国家とも関連させながら論じなさい。その際に、以下の用語も用いなさい。

フリードリッヒ二世、自然法思想、三月革命（一八四八年）、所有権の絶対、陪審制

▼**法思想史**　……中山竜一教授

次の三問のなかから二問を選択し、解答しなさい。

(1)　自然法、ないしは自然権とはどのような考え方か。そして、それは法＝正義の歴史においてどんな役割を演じてきたか。詳しく説明した上で、現代法におけるその可能性について論評しなさい。

(2)　古典古代から一九世紀にいたる法＝正義の歴史において、自然科学的な認識が法思想に大きな影響をあたえた事例を一つとりあげ、詳細に論じなさい。

(3)　法を順守することは正義である――このような考え方は妥当なものと呼べるか。こうした考え方の出自や展開にかんする思想史的な事実を踏まえながら、諸君の考えるところを述べなさい。

▼**政治過程論**　……上川龍之進助教授

以下の三問すべてに解答しなさい。

1　「ゴミ缶モデル」について、具体例を用いながら説明しなさい（「修正ゴミ缶モデル」については説明しなくてよい）。

2　昨年の九月一一日に行われた衆議院選挙では自民党が議席を大幅に増やしたが、それはなぜだと考えられるか。

以下の語句を必ず用いて説明しなさい。
「無党派層」、「争点投票」、「個人投票」、「小選挙区比例代表並立制」

3　多元主義論は、エリート論の主張や研究手法をどのように批判したのか、説明しなさい。また、多元主義論とグループ理論との違いについても、説明しなさい。

▼**西洋政治思想史**　……竹中浩教授

1　西洋政治思想史における混合政体論および権力分立論の意義について述べよ。そのさい、ロック、モンテスキュー、フェデラリストの議論には必ず言及すること。

2　自由主義的な政治思想と共和主義的な政治思想を対比させつつ、主権者の絶対的支配を説いたホッブズが自由主義思想の歴史において重要な位置を占める理由について説明せよ。

▼**西洋政治史**　……津田由美子講師

1　イギリス・フランス、イギリス・ドイツの組み合わせのどちらかを選択し、第二次世界大戦前までの政治的民主化について、比較して論じなさい。

2　次のうちから一つを選択し、それについて述べなさい。

(1)　スウェーデンにおける合意の政治と福祉国家の形成

(2)　オランダにおける「多極共存型デモクラシー」（調停の政治）

3　ヨーロッパ統合における主権国家の変容について論じなさい。

▼**日本政治史**　……瀧口剛教授

次の二問に答えなさい。

問1　原敬内閣の政治史上の意義について論じなさい。

問2　戦間期の軍部のあり方について、満州事変と関連づけて論じなさい。

▼**地方行政論**　……曽我謙悟助教授

問1　以下の語句について、簡潔に（解答用紙三行程度を目安に）説明しなさい。

(1)　福祉の磁石

(2)　自治体間の政策の波及

(3)　直接請求制度

問2　一九九〇年代以降、現在までの日本の中央・地方（国・地方）関係の変化について、一九八〇年代までのそれと対比しつつ、変化の内容、変化が生じた理由、変化による影響について論述しなさい。

▼**法政情報処理**　……養老真一助教授

実技試験

▼**法情報学**　……養老真一助教授
田中規久雄助教授

平常点

▼**ロイヤリング**　……法曹実務者

次の四問中、二問を選択して解答せよ。

問題1　裁判外紛争処理機関（ＡＤＲ）を類型別（例えば、行政型機関）に列記したうえ、裁判外紛争における基本要素を説明せよ。

問題2

```
 ＿＿＿＿＿
 ＼　　　／
  ＼　　／
   ＼　／
    ＼／
```

この事例でXを有罪とすることは憲法上許されるか。Xの場合と、ジャーナリストではないYが、Xの記事と同じ内容の内部告発情報を偶然に入手し、インターネットの自分のブログで公表したところ、同様に裁判所に召喚され、証言を拒んだ場合を比較して説明せよ。

▼手形法 ……山下典孝助教授

［X会社の言分］

当社［X会社］は、個人事業主や、中小企業を対象とした融資を主に行う株式会社である。建築業を営むA株式会社に対して三〇〇〇万円を融資する際に、その担保として、Y株式会社が振り出した手形金額三二〇〇万円の約束手形について裏書譲渡を受けた。満期日が近々到来するので、取引銀行に取立委任をしたが、Y会社から、当社からの支払請求には応じるべき合理的理由がないとして、支払を拒絶された。当社は、上述の通り、当該手形の受取人であるA会社に三〇〇〇万円を融資した対価として当該約束手形を裏書によって譲渡を受けた者にすぎないのであるから、支払を拒絶されるべき理由はないものと考える。

［Y会社の言分］

当社［Y会社］は、当社所有の土地に賃貸ビルの建設を考え、A会社の間でビルの建築契約を締結し、前渡金の一部を支払った。残りの残金の一部を建物の引渡予定日を満期日として手形金額三二〇〇万円、受取人をA会社とする約束手形を振り出した。ところが、A会社はビルの建築を半分終えた頃に、以前、建築を請け負っていた建築物の瑕疵担保責任が問題となり、A会社の信用不安が発生した。そのため、A会社への仕事の受注は事実上なくなり、A会社の取引銀行も追加融資を実施しない状況となっていた。そのことから、従業員への給与の支払いも困難な状況になっていたとのことである。既に、当社はA会社に対しては、前渡し金として、建物建設の資材等に掛かる費用は支払っているが、建物完成ができない場合には、残りの残金の支払いをしない旨の契約を締結していた。X会社はこのような状況を知りながら、当該手形を裏書により譲受けた者であることから、当社はX会社からの手形金の支払に応じる必要はないものと考える。

［A会社の取引先であるB銀行融資担当者の証言］

A会社から追加融資の打診を受けた際に、今後の受注の仕事の目処や、今現在、受注を受けている仕事を完成させる目処についてもまったくつかない状況にあったことから、当行としては、融資の申し出に応ずることはできないと判断した。その後、商工ローンから融資を受けた話を伺ったが、返済の目処がどこにあるのか、不思議であった。

［問題］ (1)(2)総てについて解答しなさい。

(1) 以上の事実関係において、X会社は、Y会社に対して手形訴訟によって手形金請求訴訟を提起した。Y会

社は、手形訴訟においては、敗訴を受け入れざるをえないと考え、敗訴判決後、直ちに、異議申し立てを行い通常訴訟によってX会社の請求について訴訟を継続することを考えた。なぜ、Y会社はそのように考えたのか説明しなさい。

(2) 通常訴訟によった場合、X会社の請求は認められるのか検討しなさい。

▼**環境法** ……大久保規子教授

次の三問の中から二問を選択して答えなさい。

1 環境アセスメントにおける市民参加の役割について述べたうえで、日本の環境アセスメント制度の課題について論じなさい。

2 環境基準と各種規制基準（排水基準等）の違いについて述べたうえで、自動車公害規制のあり方について論じなさい。

3 拡大生産者責任の確立という観点から、日本のリサイクル法制を評価しなさい。

▼**裁判学** ……仁木恒夫助教授

問1 法専門家論について、講義で取り上げた内容から、自分で問題を設定して、それについて論じなさい。

問2 訴訟機能論について、講義で取り上げた内容から、自分で問題を設定して、それについて論じなさい。

▼**アジアにおける金融サービス** ……野村美明教授レポート

▼**ドイツ法** ……ヨハネス・キメスカンプ助教授

適切な選択肢を選び、答案用紙に記号で答えなさい。

1 ドイツの裁判権の系列は、

a 二つに分かれている。

b 四つに分かれている。

c 五つに分かれている。

2 連邦憲法裁判所の任務は、とりわけ、

a 憲法異議の申立てを処理することである。

b 各系列の最上級審判決を審査することである。

c 立法府によるヨーロッパ法の遵守を審査することである。

3 一九九六年に合併のための住民投票が行われた州は、

a ブランデンブルクとベルリンである。

b バイエルンとザクセンである。

c ブレーメンとハンブルクである。

4 次のうちで、国家の基本原理に入らないものを挙げよ。

a 政治国家の原理。

b 社会国家の原理。

c 相当性の原則。

5 次のうちで、独立の裁判権の系列となっていないものを挙げよ。

a 社会法。

b　スポーツ法。
c　行政法。

6　ドイツ連邦共和国には、
a　一四の州がある。
b　一五の州がある。
c　一六の州がある。

7　次のうちで、国家の基本権侵害の審査に際して適用される原則は、
a　法治国家の原理である。
b　相当性の原則である。
c　民主主義の原理である。

8　基本法（憲法）に規定されている基本権は、
a　基本法の第一章に規定されている。
b　中ほどに規定されている。
c　末尾に規定されている。

9　基本法は制定されて、
a　三七年になる。
b　五七年になる。
c　九七年になる。

10　旧東ドイツのスパイを統一ドイツで刑罰に処することは、連邦憲法裁判所によると、
a　原則として合憲である。
b　原則として違憲である。
c　犯人の年齢による。

11　基本法における社会国家原理は、
a　国民の権利を与えるものである。
b　立法における最低限の水準の遵守を国家に課するものに過ぎない。
c　単なる政治的意見表明であり、法的な重要性はない。

12　憲法異議（constitutional complaint）が認められる割合は、
a　二～三％である。
b　一〇～一五％である。
c　四〇～五〇％である。

13　次のうちで、基本法に規定されていない立法権限は、
a　競合的立法権である。
b　片面的立法権である。
c　大綱的立法権である。

14　立法権の所在を基本法が明示に規定していない事項については、
a　州が立法権を持つ。
b　連邦が立法権を持つ。
c　前法優位の原則による（先に立法された法律が優位する）。

15　「森での乗馬」事件について、連邦憲法裁判所決定の根拠条文は、

a　基本法二条一項であった。
b　基本法五条一項であった。
c　基本法九条一項であった。

16　基本権を直接に主張できるのは、
a　あらゆる公権力及びあらゆる私人に対してである。
b　あらゆる公権力に対してだけである。
c　あらゆる公権力及びあらゆる法人に対してである。

17　基本権とは、例えば、
a　刑法や民法である。
b　公的基本権や私的基本権である。
c　自由権や平等権（rights of freedom and rights of equality）である。

18　人間の尊厳（human dignity）は、
a　出生前、生存中及び死亡後に保障される。
b　生存中にのみ保障される。したがって、胎児及び死者を法秩序は保護しなくてよい。
c　出生前及び生存中に保障される。したがって、死者を法秩序は保護しなくてよい。

19　議会の留保（parliamentary reservation）とは、
a　重要な政治的決定は、議会自らが下さなければならないということである。
b　すべての政治的決定は、議会が下さなければならないということである。
c　いかなる決定を行政権に委任するかは、議会が自由に決められるということである。

20　基本法七九条三項によっても基本法改正が不可能な基本原理は、
a　三つある。
b　五つある。
c　八つある。

21　国防軍の海外派遣は、連邦憲法裁判所によれば、
a　連邦政府が単独で決定できる。
b　連邦大統領の決定が必要である。
c　議会（連邦議会）の同意が必要である。

22　遡及効の禁止とは、
a　法律は、その施行前の事実関係に適用してはならない、ということである。
b　法律は、将来の事実関係にしか適用してはならない、ということである。
c　法律が遡及的に適用されるときは、相当性の原則が守られなければならない、ということである。

23　連邦議会選挙の、いわゆる五％条項（threshold）に問題があるとすれば、
a　秘密選挙の問題である。
b　平等選挙の問題である。
c　普通選挙の問題である。

24 「法治国家の原理（rule of law）」によれば、
a 法律は形式的に正しい手続で立法されなければならない（formal rule of law）。
b 法律は形式的に正しい手続で立法され、同時に、実質的にも正しくなければならない（formal and substantial rule of law）。
c 法律は形式的に正しい手続で立法され、同時に、実質的にも正しくなければならない。それに加えて、個々の立法は連邦憲法裁判所の事前審査を受けなければならない（formal and substantial rule of law）。

25 垂直的権力分立とは、
a 連邦と州との間の権限の分担のことである。
b 立法と行政との間の権限の分担のことである。
c 立法と司法との間の権限の分担のことである。

26 水平的権力分立とは、
a 連邦と州との間の権限の分担のことである。
b 各国家権力間の権限の分担のことである。
c 連邦大統領と連邦首相との間の権限の分担のことである。

27 民事事件で控訴できる場合は、訴訟物の価額が、
a 六〇〇ユーロを超えなければならない。
b 一、〇〇〇ユーロを超えなければならない。
c 二、〇〇〇ユーロを超えなければならない。

28 区裁判所が管轄する民事事件は、訴訟物の価額が、
a 四、〇〇〇ユーロ以下の事件である。
b 五、〇〇〇ユーロ以下の事件である。
c 六、〇〇〇ユーロ以下の事件である。

29 区裁判所が管轄する刑事事件では、
a 二年を超える自由刑を科すことはできない。
b 三年を超える自由刑を科すことはできない。
c 四年を超える自由刑を科すことはできない。

30 参審部は、
a 一人又は二人の職業裁判官と一人の参審裁判官により構成される。
b 一人又は二人の職業裁判官と二人の参審裁判官により構成される。
c 一人又は二人の職業裁判官と三人の参審裁判官により構成される。

31 公訴権は、
a 警察官の権能である。
b 検察官の権能である。
c 捜査判事の権能である。

32 検察官は、
a 被疑者に対する有罪判決を獲得するための捜査しかしてはならない。
b 中立・公正でなければならず、被疑者に有利な事情

も捜査しなければならない。

c　個々の事件において、上記a、b、いずれが当該事件にふさわしいか判断してよい。

33　少年法の適用があるのは、

a　一六歳未満である。

b　一八歳未満である。

c　二一歳未満である。

34　ドイツでは、

a　満一六歳で成年に達する。

b　満一八歳で成年に達する。

c　満二一歳で成年に達する。

35　連邦憲法裁判所は、

a　二つの部から成る。

b　三つの部から成る。

c　四つの部から成る。